

共同受注事業規約

(目 的)

第1条 この規約は、本組合が定款第2章第7条第4号に掲げる事業（以下「共同受注事業」という。）を行うために必要な手続、方法その他の事項について定め、もって共同受注事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(受注対象)

第2条 本組合は、次に掲げるものを受注する。

- (1) 家電製品に関するお困りごとサポート業務

(受注の決定)

第3条 本組合は、前条に規定するサポート業務の受注を引受けようとするときは、理事長に諮り理事長が決定する。

(受注の割当)

第4条 本組合は、前条の規定により受注を引受けたときは、理事長が決定する。

2. この場合において理事長は、サポート業務依頼先の地域、組合員の操業の状況その他の事情を考慮して公正を期さなければならない。
3. 本事業の実施内容における受注の決定、割当の公正性に関して、理事会において検証する。

(損害の責任)

第5条 本組合は、発注者に対して行われたサポート業務によって生じた損害については、その責を負わないものとする。

(代金の徴収・支払方法)

第6条 受注代金の徴収はサポート業務委託を受けた組合員が行い、組合に代金の全額を納入する。

2. 前項の代金の振込みにかかる振込手数料は、組合が負担する。
3. 組合員に対する代金の支払いは、本組合が組合員から代金を受領した日から7日以内に支払うものとする。

(手数料)

第7条 本組合は、受注手数料として受注価格の2%以内を組合員から徴収する。

2. 前項の受注手数料は、組合員に支払う代金のうちから控除する

(事業利用の拒否)

第8条 共同受注事業の実施上において、本組合に対して損害を与えるなどの行為をし、本事業の円滑な運営を妨げた組合員に対しては、理事会に諮り一定期間本事業の利用を拒否することができる。

(その他)

第9条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

付 則

この規約は、平成30年5月25日から施行する。